

(独立行政法人教員研修センター委嘱事業)

教員研修モデルカリキュラム開発プログラム

## 報 告 書

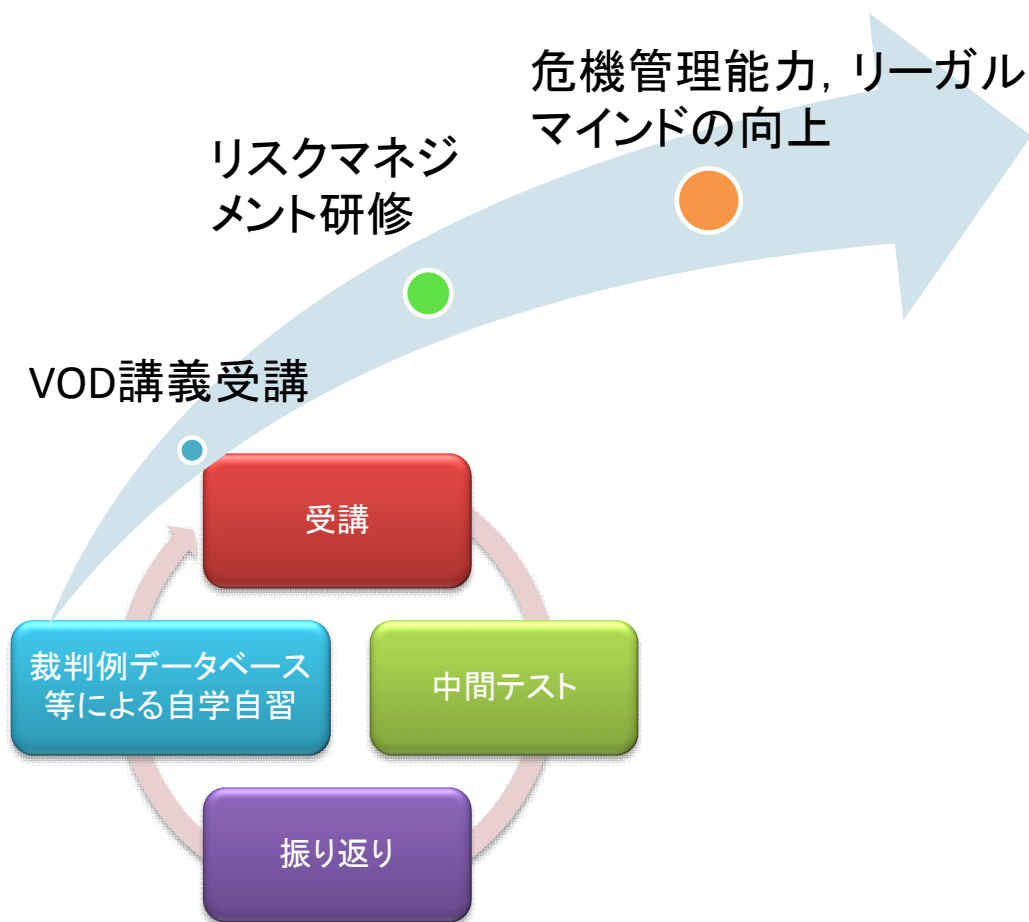
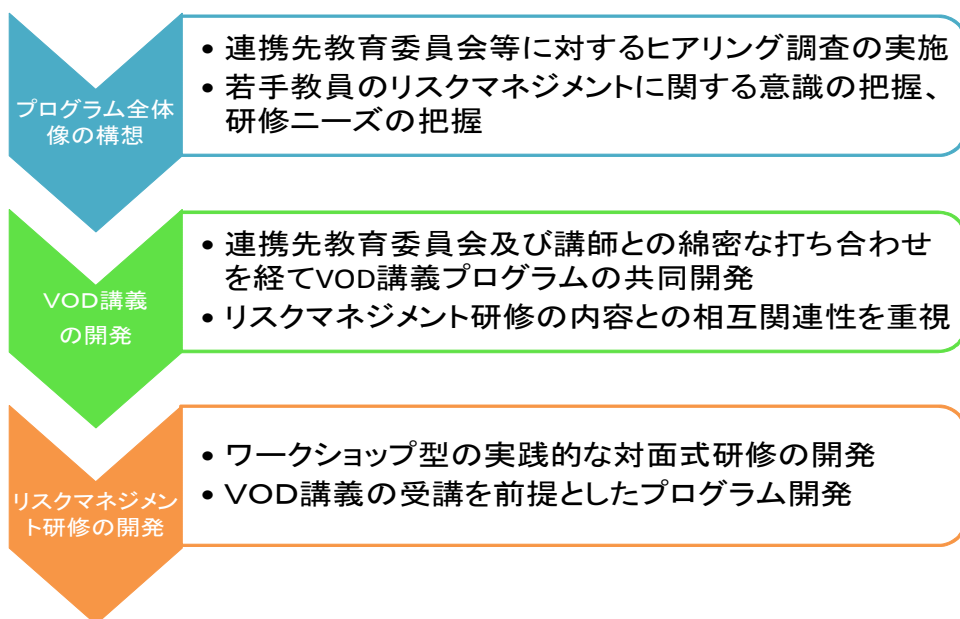
プログラム名	若手教員のためのリスクマネジメント研修プログラムの開発
プログラムの特徴	<p>本プログラム開発では、初任者をはじめとする採用後 5 年目までの若手教員を対象とし、教員に求められる必須の危機管理能力、必須のリーガルマインドに内容を絞り、新たな研修システムを開発、構築することを目的としている。大量の若手教員と少数の中堅教員、ベテラン教員という構図の中で、先輩教員から後輩教員への教員としての「心構え」の伝承が機能不全に陥りつつある状況に鑑み、インターネット、ICT (information and communication technology) を活用した VOD 講義とワークショップ型の対面式研修を有機的に組み合わせ、これまでの OffJT 研修では、配当時間等の関係で限界が存在した「実践的な危機管理能力、リーガルマインドを総合した研修」を可能にしようとする点にその特徴が存在している。</p>

平成 25 年 3 月

日本女子大学

長野県教育委員会

## ＜プログラムの全体概要＞



## 平成 24 年度 教員研修モデルカリキュラム開発プログラム 報告書

### I 開発の目的・方法・組織

#### 1.開発の目的

公立学校では、スクールリーダー、ミドルリーダーとして学校経営を支えてきた団塊の世代が退職期を迎えている。それに伴い、新規採用者、講師等、学校組織に占める若手教職員の割合が飛躍的に増加しつつある。この状況が、教員の資質能力の向上、保護者・地域住民の信頼に応える学校づくりという面で学校現場に大きな危機を生じさせている。

大量退職、大量採用の時代において、採用数が増加することで、教員としての責任感や情熱といった「心構え」が必ずしも高くない者が採用される傾向が、一部自治体において顕著に表れている。その結果、実践的指導力や危機管理能力、必須のリーガルマインド（法的素養）等、教員として求められる基礎的な力量に格差が生じ、条件付採用期間中、採用後 5 年未満に退職する教員、あるいは非違行為により懲戒処分を受ける若手教員の数は急増している。特に懲戒処分を受ける若手教員の増加は、保護者・地域住民の公立学校に対する信頼を大きく損なうことから、その対策は喫緊の課題といえる。

だがその一方で、これまで、教員の資質能力の向上に貢献してきた教育実践の中で展開される OJT（on the job training）的手法による研修が成立し難くなっている。教員の資質能力の向上を求めて法制化された実践的研修としての初任者研修が、大量の新任教員を抱え、多忙化が進む学校現場において、物理的にもはや従来の形態を維持することが困難になっていることは周知の事実である。大量の若手教員と少数の中堅教員、ベテラン教員という組織構成、学校現場の多忙化、また価値観の多様化がもたらす若手教員の気質の変化は、先輩教員から若手教員へと受け継がれてきた「心構え」の伝承を機能不全に陥らせつつあることを見落としてはならない。

上記認識の下、本プログラム開発では、初任者をはじめとする採用後 5 年目までの若手教員を対象とし、教員に求められる必須の危機管理能力、必須のリーガルマインドに内容を絞り、新たな研修システムを開発、構築することを目的としている。大量の若手教員と少数の中堅教員、ベテラン教員という構図の中で、先輩教員から後輩教員への「心構え」の伝承が機能不全に陥っているという点に鑑み、インターネット、ICT（information and communication technology）を活用した VOD 講義を提供し、自学自習型の研修を中心に据える点に、その特長が存在している。各自が習熟度等に合わせた個別学習を行った上で、ワークショップ型の対面研修を OffJT（off the job training）で実施し、学習の深化と最終的な評価を行う。ICT を用いた個別学習とワークショップ型の対面学習を有機的に組み合わせることで、これまでの OffJT 研修では、配当時間等の関係で限界が存在した「実践的な危機管理能力、リーガルマインドを総合したコンプライアンス研修」が可能になると考えられる。また、ICT を用いた個別学習部分に関しては、一般公開を検討し、連携教育委員会

以外の若手教員はもとより、中堅教員等の研修に広く活用できる体制の構築を模索した。

## 2.開発の方法

本プログラム開発のプロジェクトメンバーは、数年間にわたって、長野県総合教育センターが実施する新任教頭研修、初任者研修、10年経験者研修、生徒指導研修等に対して講師として出講している。そのため、初任者から、中堅、そして管理職に至る全ての層の状況を一定程度把握しており、本プログラム開発にあたって、長野県教育委員会との問題意識の共有に関する練度は高いといえる。また、日本女子大学及びプロジェクトメンバーが主催する教職員向けワークショップ、シンポジウム等に対して長野県総合教育センターの所属職員が積極的に参加しており、本プログラム開発にあたっての問題意識の共有、課題の抽出は双方向的なものとなっている。したがって、相互理解の下でスムーズな連携を図ることが可能であった。

以下では、開発の方法について、3点を提示する。

### (1) 若手教員のリスクマネジメントに関する意識及び教育委員会のニーズの把握

若手教員のリスクマネジメントに関する意識や、教育委員会が直面している問題点、課題等を把握し、研修プログラムの開発に活かすため、長野県総合教育センターの担当者及び長野県立高等学校の校長にヒアリング調査を行い、情報収集・実態把握に努めた。ヒアリング調査を含む、連携先等との協議会（打合せ）の実施状況は以下に示す通りである。

#### <連携先との協議会（打合せ）の実施状況>

- ・平成24年5月：長野県総合教育センター教職教育部 大井基成部長と、「若手教員のためのリスクマネジメント研修プログラムの開発」に関する日程調整・打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。
- ・平成24年8月①：長野県塩尻志学館高等学校 古澤繁喜校長と面談し、長野県における若手教員のリスクマネジメントに対する意識や、研修の実施状況等について情報収集・意見交換を行った（於：長野県塩尻志学館高等学校）。
- ・平成24年8月②：長野県総合教育センター企画調査部・教科教育部 高野正延部長と、教職教育部 大井基成部長と、教材の作成、研修日程、研修内容に関する調整・打ち合わせを行った（於：長野県総合教育センター）。
- ・平成24年8月③：長野県総合教育センター教職教育部 大井基成部長、企画調査部・教科教育部 高野正延部長と、研修内容と研修の案内配布方法に関する打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。
- ・平成24年9月：長野県総合教育センター企画調査部・教科教育部 高野正延部長、企画調査部 吉越秀之指導主事と、研修の案内の最終確認と配布日程・配布方法に関する打

ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。

・平成 24 年 10 月：長野県総合教育センター企画調査部・教科教育部 高野正延部長と、研修の申し込み状況の確認と今後の案内配布方法の打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。

・平成 24 年 12 月：長野県総合教育センター企画調査部・教科教育部 高野正延部長と、1 月のリスクマネジメント研修（ワークショップ）の進め方・内容等について、打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。

#### <講師との協議会（打合せ）の実施状況>

・平成 24 年 7 月①：東京ブライト法律事務所 川義郎弁護士，東京女学館大学 山田知代非常勤講師と，教材の作成に関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 24 年 7 月②：東京ブライト法律事務所 川義郎弁護士，東京女学館大学 黒川雅子准教授と，教材の作成に関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 24 年 7 月③：筑波アカデミア法律事務所 山口卓男弁護士，東京女学館大学 山田知代非常勤講師と，教材の作成に関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 24 年 9 月：筑波アカデミア法律事務所 山口卓男弁護士，東京ブライト法律事務所 川義郎弁護士，東京女学館大学 黒川雅子准教授，東京女学館大学 山田知代非常勤講師と，教材の作成及び対面式研修の進め方・内容について打ち合わせを行った（於：日本女子大学）。

・平成 24 年 12 月：筑波アカデミア法律事務所 山口卓男弁護士，東京ブライト法律事務所 川義郎弁護士，東京女学館大学 黒川雅子准教授，東京女学館大学 山田知代非常勤講師と，対面式研修の進め方・内容について，打ち合わせを行った（於：筑波アカデミア法律事務所）

#### <業者との協議会（打合せ）の実施状況>

・平成 24 年 3 月：株式会社「空」と新たなウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 24 年 8 月：株式会社「空」とウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 24 年 9 月：株式会社「空」とウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

#### (2) 教材用映像コンテンツの作成

連携先である長野県教育委員会において実施した，教職員のリスクマネジメント意識に関するヒアリング調査をベースに，教材用映像コンテンツの作成に向けたビデオ撮影を行い，一本 15 分程度の VOD コンテンツを 6 本作成した。具体的な内容としては，①学校事

故－理論編－，②学校事故－裁判例編－，③体罰と学校・教員の責任，④.教員として知っておきたい情報管理，⑤いじめ問題の動向，⑥教員の非違行為と懲戒処分，である。

開発した教材用映像コンテンツは，インターネットを通じて公開し，多忙な教職員の自由な学習をサポートした。また，VOD コンテンツの視聴を，対面式研修受講の前提条件とし，限られた時間内で高い学習効果が得られるよう，VOD 講義と対面式研修の内容に相互関連性をもたせることに留意した。

※平成 24 年 10 月よりインターネットによる配信開始

【内容・講師】

- |                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| VOD 講義 I 「学校事故 2012 －理論編」   | 講師：坂田仰（日本女子大学・教授）         |
| VOD 講義 II 「学校事故 2012 －裁判例編」 | 講師：坂田仰（日本女子大学・教授）         |
| VOD 講義 III 「いじめ問題の動向 2012」  | 講師：黒川雅子（東京女学館大学・准教授）      |
| VOD 講義 IV 「体罰と学校・教員の責任」     | 講師：山口卓男（筑波アカデミア法律事務所・弁護士） |
| VOD 講義 V 「教員として知っておきたい情報管理」 | 講師：川義郎（東京ブライト法律事務所・弁護士）   |
| VOD 講義 VI 「教員の非違行為と懲戒処分」    | 講師：山田知代（東京女学館大学・非常勤講師）    |

### （3）教育裁判に関する情報提供

学校を舞台とするトラブル・紛争は，近年増加の一途を辿っている。この紛争が，司法の場へと持ち込まれる場面も決して少なくない。日々の教育実践に当たる教員には，こうしたトラブル・紛争に適切に対処していくための法的素養を身に付け，リスクマネジメント能力を高めていくことが求められている。

そこで，「教育裁判データベース」を構築・活用することにより，学校事故，いじめ，体罰，教員の懲戒処分等の裁判例をはじめとして，リスクマネジメント能力を高める上で有用な判例の更新を行った。当サイトは，教職員による研修の事前・事後学習の場としてだけでなく，研修の修了者が校内研修や啓発活動を行う際のツールとしても広く活用できることを想定した。

### 3.開発組織

大学全体の取り組みとして本プログラムを位置づけ、機動的かつ効率的運営を目指して教学サイドと事務サイドの融合を図った。具体的には、セクションの壁を越えた推進体制を構築することを基本として、組織体制の整備を行った。

※開発組織は、平成 24 年 5 月 1 日現在

No	所属・職名	氏名	担当・役割	備考
	日本女子大学・教授	坂田 仰	カリキュラム開発プログラムプロジェクトリーダー	
	長野県総合教育センター・部長	高野 正延	連携先教育委員会担当：代表	
	長野県総合教育センター・部長	大井 基成	連携先教育委員会担当：研修実施調整・カリキュラム開発	
	長野県総合教育センター・専門主事	平澤 裕二	連携先教育委員会担当：カリキュラム開発	
	長野県総合教育センター・専門主事	平林 春雄	連携先教育委員会担当：研修実施調整	
	長野県総合教育センター・指導主事	吉越 秀之	連携先教育委員会担当：研修実施調整	
	日本女子大学・教授	峰村 勝弘	VODコンテンツ開発，評価結果の解析	
	日本女子大学・教授	久保 淑子	VODコンテンツ開発，評価結果の解析	
	日本女子大学・助手	赤池 由紀子	VODコンテンツ開発，評価結果の解析	
	東京女学館大学・准教授 (日本女子大学大学院・非常勤講師)	黒川 雅子	カリキュラム開発，研修講座講師	
	福岡教育大学・准教	河内 祥子	カリキュラム開発	

授 (日本女子大学・非常勤講師)			
岩橋総合法律事務所 ・弁護士	岩橋 健定		外部委員：カリキュラム開発・指導／評価
筑波アカデミア法律事務所 ・弁護士	神内 聡		外部委員：カリキュラム開発・指導／評価
国立教育政策研究所 ・部長	小桐間 徳		外部委員：研修体制構築・指導／評価

## II 開発の実際とその成果

### 1. 映像コンテンツにおける VOD 講義

#### (1) 研修の背景やねらい

教育は、極めて人間的な営みである。人間的な触れ合い、信頼関係こそが、学校教育を支えていると信じている教職員は、今も少なくない。特に、若手教員は、教育に対する情熱が支えとなり、時として超法規的な発想で行動する可能性を有していると考えられる。それ故に、多くの若手教員は、教育実践の正当性を「法」というプリズムを通して考え、不服があれば申し出るという保護者や地域住民と衝突する事態に陥る可能性を抱えているといえる。

教育実践に関するアカウントビリティ（説明責任）を果たすという観点からも、教職員がリーガル・マインド(法的素養)を身につけておくことが重要である。しかしながら、教員は、近年、多忙化を極め、日常的に研鑽を積む時間をまとめて見いだすことは非常に難しい状況にある。こうした状況を受けて、リスク・マネジメント能力の向上に関わる体系的な学習の一環として、VOD 講義を開発し、「スクール・コンプライアンス研修プログラム」サイトにおいて公開した。

今回、開発・撮影した VOD 講義は、「学校事故 2012 ー理論編」(講師：日本女子大学 坂田仰教授)、「学校事故 2012 ー裁判例編」(講師：日本女子大学 坂田仰教授)、「体罰と学校・教員の責任」(講師：弁護士法人筑波アカデミア法律事務所 山口卓男弁護士)、「教員として知っておきたい情報管理」(講師：東京ブライト法律事務所 川義郎弁護士)、「いじめ問題の動向 2012」(講師：東京女学館大学 黒川雅子准教授)、「教員の非違行為と懲戒処分」(講師：東京女学館大学 山田知代非常勤講師)の計 6 種類である。学校事故裁判例の動向を体系的にフォローすることに加え、体罰問題、個人情報管理、いじめ問題から、教員の非違行為とそれに起因する懲戒処分の動向に言及したものまで、多岐にわたっ



て展開している。また、講師も、大学教員のみならず、学校法務に精通している弁護士が担当した。これら6種類の講義の収録・公開を行い、教職員に対するインターネット、ICTを活用した研修機会の提供を行っている。

## (2)対象，人数，期間，会場，講師

対象：教職員

人数：登録者 175 名

期間：2012（平成 24）年 10 月 1 日 ～ 2013（平成 25）年 3 月 31 日

会場：インターネットを通じて公開 <http://scp.jwu.ac.jp/>

講師：坂田仰（日本女子大学・教授）

山口卓男（弁護士法人筑波アカデミア法律事務所・弁護士）

川 義郎（東京ブライト法律事務所・弁護士）

黒川雅子（東京女学館大学・准教授）

山田知代（東京女学館大学・非常勤講師）

## (3)研修項目の配置の考え方

2012（平成 24）年度は、6 種類の講義を収録・公開した。教員が、多忙を極めている点を考慮し、積極的に VOD 講座を視聴しようとする時間を検討した結果、1 講座 15 ～ 20 分程度の長さで設定している。また、教育判例の解説については、サイトのトップページでも分かるようにレイアウトに工夫をした（2012（平成 24）年 3 月末現在で、全 89 判例掲載）。

講義，教育判例解説共に、時間，場所を問わず，受講者が自由に時間を見いだして反復学習が可能になっている点が特長である。2012（平成 24）年度に収録・公開した VOD 講義の研修内容等は、以下に示す通りである。

## (4)各研修項目の内容，実施形態（講義・演習・協議等），時間数，使用教材，進め方

研修項目	時間数	目的	内容，形態，使用教材，進め方等
1.学校事故 2012 理論編	15 分	学校事故に関わり学校側に求められる安全保持義務の定義，および学校，教員に問われる法的責任について理解する。	<p>&lt;内容&gt; 1.安全保持義務，2.学校管理下，3.学校事故と三つの責任，4.民事責任・・・国家賠償法 1 条のポイント，5.杉並区立小学校天窓転落事故Ⅰ，6.杉並区立小学校天窓転落事故Ⅱ，7.杉並区立小学校天窓転落事故Ⅲ</p> <p>&lt;形態&gt; VOD 講義</p> <p>&lt;使用教材&gt; 動画，講義資料（レジュメ</p>

			<p>をダウンロードして使用)</p> <p>&lt;進め方&gt;学校は、児童・生徒が自己の管理下にある間、その安全を確保する義務を負うことを概説した上で、学校の管理下の範囲について解説し、学校事故に関わり学校、教員に問われる三つの責任について基礎的理解を深める。</p>
2.学校事故 2012 裁判例編	15分	理論編を受け継ぎ、学校事故裁判の分析を通じて、リスクマネジメントを考える。	<p>&lt;内容&gt; 1.部活動落雷事故訴訟, 2.始業前自習時間事故国賠訴訟, 3.市立中学校柔道部事故国賠訴訟, 4.水泳訓練飛び込み事故国賠訴訟, 5.刑事責任…部活動熱中症死亡事故</p> <p>&lt;形態&gt; DVD・VOD 講義</p> <p>&lt;使用教材&gt; 動画, 講義資料 (レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>&lt;進め方&gt; 学校事故に関わる裁判例の全体的な傾向を確認した上で、学校事故に関わり、学校の安全配慮義務を検討する上で重要といえる裁判例を取り上げ、それらの分析を通じて、リスクマネジメントのヒントを得る。</p>
3.体罰と学校・教員の責任	15分	体罰に起因する裁判例の分析、文部科学省通知を通じて、学校側の法的責任を中心に理解する。	<p>&lt;内容&gt; 1.体罰とは?, 2.東京高裁昭和 56 年 4 月 1 日判決 (水戸五中事件) の示した基準, 3.文部科学省通知, 4.最高裁の判断 (平成 21 年 4 月 28 日判決), 5.裁判所の判断例, 6.体罰に関する法的責任, 7.懲戒・体罰と責任の構造, 8.留意点</p> <p>&lt;形態&gt; VOD 講義</p> <p>&lt;使用教材&gt; 動画, 講義資料 (レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>&lt;進め方&gt; 体罰に起因する裁判例, 文部科学省の通知の分析を通じて、学校側が有しておくべき体罰に該当するか否かの判断基準について概説する。また、体罰と認定された場合に、教員が問われる法的責任について解説を行う。その上で、</p>

			<p>体罰をめぐり教員が留意すべき点について明らかにしていく。</p>
4.教員として知っておきたい情報管理	15分	<p>学校で扱う情報の種類の多さを理解するとともに、その管理の在り方について法的観点から理解する。</p>	<p>&lt;内容&gt; 1.情報とはどういうものかー管理の必要性, 2.情報とはどういうものかー送信・持ち運びの容易性, 3.情報とはどういうものかー学校は膨大な情報のかたまり, 4.教育活動における情報の必要性, 5.情報の「保護」と「公開」ー保護の必要性, 6.情報の「保護」と「公開」ー公開の必要性, 7.情報の「保護」と「公開」ー個人情報の管理, 8.情報の「保護」と「公開」ー業務の効率化の工夫</p> <p>&lt;形態&gt; VOD 講義</p> <p>&lt;使用教材&gt; 動画, 講義資料 (レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>&lt;進め方&gt; 情報が有する特徴について概説した上で, 教育活動において扱う情報の種類の多さを概説する。また, 情報の「保護」と「公開」という両側面から, 基礎的理解を図り, 情報を適確に管理することの意味について押さえる。</p>
5.いじめ問題の動向 2012	20分	<p>文部科学省による調査上のいじめの定義, いじめの類型化に関して理解をはかるとともに, いじめ裁判の分析を通じて, リスクマネジメントを考える。</p>	<p>&lt;内容&gt; 1.文部科学省によるいじめの定義, 2.いじめの発生件数の推移, 3.文部科学省によるいじめの定義, 4.いじめの発生件数の推移, 5.文部科学省によるいじめの定義, 6.いじめの認知(発生)件数の推移, 7.調査件数の変化, 8.いじめ問題に関する責任の所在, 9.文部科学省の方針(通知等), 10.いじめの3類型</p> <p>&lt;形態&gt; VOD 講義</p> <p>&lt;使用教材&gt; 動画, 講義資料 (レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>&lt;進め方&gt; 文部科学省によるいじめの実態調査に使用されるいじめの定義の推移を概観する。また, 調査件数の変化についても解説する。いじめの動向を理解し</p>

			た上で、いじめ問題に起因する裁判例を取り上げ、それらの分析を通じて、リスクマネジメントのヒントを得る。
6.教員の非違行為と懲戒処分	25分	懲戒処分者数の現状把握、および懲戒処分に関する法令の基礎的理解を図る。	<p>&lt;内容&gt; 1.懲戒処分とは、2.懲戒事由、3.法令違反の具体例、4.懲戒処分者数、5.懲戒処分の事由別割合（平成22年度）、6.懲戒処分の状況、7.懲戒処分基準の作成状況、8.市立小学校教員わいせつ事件</p> <p>&lt;形態&gt; VOD 講義</p> <p>&lt;使用教材&gt; 動画、講義資料（レジュメをダウンロードして使用）</p> <p>&lt;進め方&gt; 懲戒処分に関する法令を概説した上で、法令違反に問われる具体的事例を検討する。また、懲戒処分の動向を、懲戒処分者数、懲戒処分基準の作成状況の側面から明らかにする。さらに、わいせつ行為を行った教員に対する裁判例を分析し、教員の非違行為についての基礎的理解を図る。</p>

## 1.学校事故 2012 理論編

### 1-①研修の背景やねらい

第1回にあたる「学校事故 2012 理論編」では、安全保持義務、学校管理下の範囲といった学校事故に関わる基礎的な理解を図ることをねらいとし、概説を行うことから始めた。学校事故の発生に伴い、学校側に民事責任が問われるばかりではなく、教員個人に刑事責任が問われるケースも存在していることから、学校事故に関わり、学校や教員にどのような責任が具体的に問われるのかについて、基本的な概説を行っている。

### 1-② VOD 制作における留意点

学校事故の発生に関わり、公立学校教員の場合に学校側に問われる民事責任、教員個人に問われる刑事責任および、懲戒処分（行政責任）といった三つの責任について、その構造について概説した。教員個人の責任が問われるケースがあることの理解が図られるよう留意して作成した。

## **2.学校事故 2012 裁判例編**

### 2－①研修の背景やねらい

判例を学ぶ意図を明確に示し、裁判事例を他人事とせず、勤務する学校で発生した場合、自分が教員として、学校が組織としてどのように対応すべきであるのか、というイメージーションを持つことが出来るようにすることをねらいにすえ、部活動事故や授業中に発生した学校事故を事例に、教員や学校に求められる対応の在り方について概説している。

### 2－② VOD 制作における留意点

判例は、中学・高等学校で裁判になる比率が非常に高い部活動事故を多く取り上げた。教員に求められる判断基準や対応の在り方について、受講生が十分に検討できるものをピックアップするよう留意して制作した。

## **3.体罰と学校・教員の責任**

### 3－①研修の背景やねらい

体罰に関わる学校教育法の規定を確認し、何故体罰がいつの時代においても問題とされるのかという点について、問題意識を持たせることをねらいとした。文部科学省の通知や、体罰に起因する先例の概説を行い、教員の有形力の行使をめぐる判断基準について基本的理解を図るよう努めた。

### 3－② VOD 制作における留意点

懲戒と体罰の責任の構造を図示することで、具体的な教育実践の場面をイメージしながら受講することができるよう、留意して制作した。また、裁判例を複数示すことにより、時代と社会の状況によって教員の有形力の行使に対する判断が変化してきた経緯に関して、基本的理解を図ることができるよう配慮した。

## **4.教員として知っておきたい情報管理**

### 4－①研修の背景やねらい

個人情報の管理の不徹底から、懲戒処分を受ける教員が後を絶たない状況を受けて、情報の特性や情報の管理に対する考え方についての基本的理解を図ることをねらいとした。教育活動における情報の必要性の概念を提示し、情報の保護と公開のバランスについて学校現場の教育活動に即して検討することができるようにした。

### 4－② VOD 制作における留意点

個人情報管理について考える前提として、情報の特性を具体的にイメージして理解することができるよう配慮して、その内容を講義の冒頭で扱った。一度流出した情報は、およ

その回収が不可能であることを確認した上で、安易な情報の送信ミスや紛失ミスを防止することの重要性を理解できるよう留意した。また、教育活動を十分に行おうとすればするほど、必要とする情報量が増加する点を理解させた上で、収集した情報の公開と保護のバランスをどのように考えるべきかという点について、具体的な教育活動場面を想定して理解が図れるよう配慮して制作した。

## **5.いじめ問題の動向 2012**

### 5-①研修の背景やねらい

大津市いじめ自殺事件発生後、教育現場でいじめ問題の捉え直しが行われていることを受けて、いじめの定義の確認といじめ問題に対する学校の対応の在り方を検討することをねらいとした。いじめ問題に対する文部科学省の通知などの情報も撮影時における最新のものを扱い、いじめ問題への対応において学校に問われる責任について裁判例に基づき解説した。

### 5-②VOD制作における留意点

学校側がいじめ問題に対応する際に、課題となっているのが、いじめの類型化が明確になっていないという点である。プロジェクトリーダーによるいじめの類型化に関わる論点を提示した上で、いじめと一括りにされているものの中には、実は様々な問題のレベルが混在していること、レベルに応じた対応が必要であるにもかかわらず、その視点が欠落している点を指摘している。また、VOD講義で使用した裁判例についても、いじめの類型化の議論と結びつけた検討が可能となるような事案を選択するよう留意して制作している。

## **6.教員の非違行為と懲戒処分**

### 6-①研修の背景やねらい

教員の不祥事が連日のように報道される状況を受けて、教員の非違行為とは社会の中で、どのように受け止められているのかという点と、教育公務員に特に高い法令遵守意識が求められる背景について概説した。懲戒処分の現状や、懲戒処分基準作成の動向について基本的理解を図ることをねらいとした。

### 6-②VOD制作における留意点

懲戒処分の現状と、懲戒処分基準作成の動向を概観することを通じて、非違行為には、様々な行為が含まれる点を具体的に提示するように努めた。また、教育公務員には、一般公務員と比較して、より高い法遵守意識が求められているという点について、理解可能な裁判例を取り上げ、そのように社会が考える背景について理解が得られるよう留意して制

作した。

#### (5)実施上の留意事項

受講生一人ひとりの VOD 講義の受講進捗状況を，研修主催側が設定したシステムを活用し，フォローするように努めた。受講者に対し，サイトを利用して受講期限をアナウンスしたりするなど，次の講義へと受講を進めていくことが出来るように配慮した。また，VOD 講義等に対する質疑応答をメールを利用して行った。受講者と研修主催側との双方のコミュニケーションを生み出すことができるようにした。

#### (6)研修の評価方法，評価結果

DVD・VOD 講義の受講者に対して，アンケート調査を実施した。評価の観点は，①コンテンツ全体の印象，②講義内容，③映像，④講義時間の4点とした。アンケート調査の集計結果は，以下の通りである。

##### ①コンテンツ全体の印象

良かった	67.2%
まあ良かった	25.4%
普通	6.8%
あまり良くない	0%
良くない	0.6%

##### ②講義内容はいかがでしたか。

理解しやすかった	76.3%
まあ理解しやすかった	20.9%
少し理解しにくかった	2.8%
理解しにくかった	0%

##### ③映像はいかがでしたか。

良好	71.8%
まあ良好	26.0%
あまり良くない	1.1%
良くない	1.1%

##### ④講義時間はいかがでしたか。

短い	6.3%
ちょうど良い	86.9%

長い

6.8%

アンケート結果が示す通り，①～④のどの観点においても，受講者に概ね好評であったといえる。まず，コンテンツ全体の印象については，全体の 67.2%が「良かった」と回答しており，「まあ良かった」(25.4%)と合わせると 92.6%に達している。講義内容については，「理解しやすかった」が全体の 76.3%となっており，「まあ理解しやすかった」(20.9%)と合わせると，97.2%の受講者が理解しやすかった・まあ理解しやすかったと感じた結果となっている。この点は，プログラム開発の趣旨から注目すべき点といえよう。また，映像については，「良好」が全体の 71.8%であり，「まあ良好」(26.0%)と合わせると 97.8%と高い評価を得る結果となっている。この他，講義時間については，「ちょうど良い」が全体の 86.9%である。「長い」が全体の 6.8%，「短い」が全体の 6.3%となっており，受講者のうち，もう少しコンパクトにと感じた者も，それとは反対にもう少し時間をかけて聞きたいと感じた者も一定数存在しているが，9割弱の受講生が，講義時間を「ちょうど良い」と感じている結果となった。多忙を極める教員が自学自習に充てられる時間について，十分に検討した上で DVD・VOD 講義を制作した点が，この結果に結びついていると考えられる。

#### (7) 研修実施上の課題

撮影期間を調整し，なるべく早期に VOD 講義をインターネット上で公開するよう努めた。また，講師については，大学教員のみならず，弁護士の協力を得た。これまでのサイト運営において課題とされてきた VOD 講義のインターネット公開時期や，講師の確保についても，改善することができたと考えている。

また，受講者に大変好評である「教育裁判データベース」の充実に努めた。コンパクトに要点をまとめて提示することを意識し，初心者でも，裁判の概要と判決要旨が読みやすく，理解しやすいという意見が，研修主催側に届いている。



## (8) VOD 講義での使用教材（全6種類の内、2種類のみ掲載）

### ① 学校事故 2012 —理論編



#### 学校事故2012—理論編

日本女子大学  
坂田 仰

### 安全保持義務

**学校** 児童・生徒が自己の管理下にある間、その安全を確保する義務を負う

#### 安全保持義務

##### ❖ 学校管理下…

学校における教育活動及びこれに密接に関連する学校生活に関するものに限定

- 広狭は、児童・生徒の発達段階に応じて変化する
- ex. 学校種、学年、特別支援

### 学校管理下

#### (独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

- ① 登下校時…通常の経路及び方法
- ② 学校が編成した教育課程に基づく授業
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導
- ④ 休憩時間等に学校にある場合
- ⑤ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合場所、解散場所と住居等との間の合理的な経路、方法による往復中
- ⑥ 寄宿舎等

### 学校事故と三つの責任

#### I. 民事責任

損害賠償責任  
公立学校… 国家賠償法  
➢ 金銭賠償中心主義

#### II. 刑事責任

業務上過失致死傷罪(刑法211条1項)が中心  
➢ 教員個人が負う

#### III. 行政責任

地方公務員法上の懲戒処分… 職務懈怠  
➢ 教員個人が負う

### 民事責任…国家賠償法1条のポイント

- 主体…国家公務員・地方公務員  
➢ 地方公務員…公立学校教員を含む
- 対象…職務上の行為(原則)
- 過失責任主義…公務員の故意・過失
- 賠償責任者…国・地方公共団体  
➢ 公立学校…設置者負担主義、費用負担者負担主義(原則)
- ❖ 代位責任…教員個人は責任を負わない  
➢ 被害者…設置者に対してのみ請求可能

### 杉並区立小学校天窓転落事故 I

#### 事案の概要

平成20年6月18日午前、区立小学校三階屋上で行われた算数の授業中、6年生の男児が天窓から転落し、全身を強打して死亡

#### ✓ 校長・授業担当教員

#### ❖ 刑事責任…罰金20万円(業務上過失致死罪)

➢ 東京簡易裁判所略式命令平成22年4月9日

## 杉並区立小学校天窓転落事故II

### ❖授業担当教員…当事者責任

- 屋上で授業を行う際、児童が天窓に近づかないよう注意したり、制止したりする義務を怠った。

### ❖校長…監督責任

- 屋上に児童を上らせる際、天窓に近づかせないよう教員を指導監督する義務を怠った。

## 杉並区立小学校天窓転落事故III

### ❖行政責任

- ✓校長、授業担当教員…戒告処分
- 東京都教育委員会平成23年1月31日

### ❖民事責任…和解

文部科学省

- 「学校における転落事故等の防止について」  
22学健第1号 平成22年4月15日

②



## 部活動落雷事故訴訟

最高裁判所第二小法廷判決平成18年3月13日

### 裁判所の判断

- ✓破棄差し戻し…差戻審:損害賠償3億円余
- 引率者兼監督の教諭には、落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務が存在し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負う。

この義務は、教育現場における慣習・常識によって左右されない。

## 始業前自習時間事故国賠訴訟

最高裁判所第二小法廷判決平成20年4月18日

### 裁判所の判断

- ✓破棄自判…損害賠償請求棄却
- 日常的に乱暴な行動を取っていたなど、担任教諭において日ごろから特に動静に注意を向けるべきであったというような事情もうかがわれないから、当該児童が離席したこと自体をもって、担任教諭においてその動静を注視すべき問題行動であるということとはできない。

## 市立中学校柔道部事故国賠訴訟

最高裁判所第一小法廷判決平成9年9月4日

### 裁判所の判断

- ✓破棄自判…損害賠償請求棄却
- 技能を競い合う格闘技である柔道には、本来的に一定の危険が内在しているから、学校教育としての柔道の指導、特に、心身共に未発達な中学校の生徒に対する柔道の指導にあつては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負う。

## 水泳訓練飛び込み事故国賠訴訟

大分地方裁判所判決平成23年3月30日

### 裁判所の判断

- ✓損害賠償一部認容
- 教員は、継続的に生徒らを監視するとともに、危険行為に及ぶ生徒を発見した場合には、これを制止すべき注意義務を負っていたと認められ、プールサイドを離れなければならない事情がある場合には、短時間であったとしても、監視を解く前に、生徒らに対しあらかじめ飛び込み等の危険行為を厳重に禁止したり、あるいは臨時の監視係を置くなどして、事故を未然に防止するための措置を講じるべき注意義務があったというべきである。

## 刑事責任…部活動熱中症死亡事件

横浜地方裁判所川崎支部判決平成14年9月30日

### 被告…野球部顧問教員(保健体育)

- ✓有罪…罰金40万円(業務上過失致死罪)
- 教育委員会などから再々熱中症についての注意を喚起されるなどしており、熱中症の発生機序や発症時の対処方法などには相当程度の知識を有していたと認められる。にもかかわらず、炎天下における持久走を実施するに当たり、部員の健康状態への配慮に欠け、適切な救護措置を執りうる態勢にも欠けていたのであるから、体力的に十分の成長を遂げているとはいえない中学生の部活動の指導を託された者として、その注意義務の懈怠は、厳しく非難されても仕方がないというべきである。

## 参考文献

### 教育法規の基礎理論を学ぶ

坂田仰 他 『新訂版 図解・表解 教育法規』教育開発研究所, 2012

### 裁判例を学ぶ

坂田仰・山口亨編著  
『教育紛争判例詳解－問われるスクール・コンプライアンス』  
学事出版, 2011

坂田仰 『学校教育紛争』春風社, 2007

## 2. リスクマネジメント研修（長野県総合教育センター）の展開

### (1) 研修の背景やねらい

本研修は、初任者～教職経験 10 年程度の若手教員を対象として、保護者・地域住民と信頼関係を維持する上で不可欠な「危機管理」能力の向上と定着を図ることを目的とした研修である。各学校において学級経営、学校経営、生徒指導の中心的存在となる教員を育成することを目指し、研修プログラム参加者一人ひとりの危機管理能力、リーガルマインドの定着と能力の向上を図った。研修の実施にあたっては、学校現場の実情に即し、日々の教育実践、学校管理に活用可能なものを指向している。そのため、大学教員のほか、弁護士をメンバーに加え、裁判例等を教材としつつ、ケース・スタディ、ワークショップ的技法を積極的に用いて、受講生の知識の定着と理解の深化を図るよう試みた。

### (2) 対象，人数，日程，会場，講師

対象：長野県下の公立小・中学校，高等学校，特別支援学校の教員

人数：2 日間の延べ人数 150 名

【内訳】1 日目：80 名（小学校 25 名，中学校 31 名，高等学校 19 名，特別支援学校 5 名）

2 日目：70 名（小学校 23 名，中学校 29 名，高等学校 14 名，特別支援学校 4 名）

日程：2013（平成 25）年 1 月 15 日（火）・16 日（水） ※計 2 日間

会場：長野県総合教育センター

講師：坂田 仰（日本女子大学・教授）

川 義郎（東京ブライト法律事務所・弁護士）

黒川雅子（東京女学館大学・准教授）

山口卓男（弁護士法人筑波アカデミア法律事務所・弁護士）

山田知代（東京女学館大学・非常勤講師）

### (3) 研修項目の配置の考え方

#### **①研修項目：いじめ問題の動向**

日程：2013 年 1 月 15 日（火）＜1 日目＞

実施形態：講義（VOD 講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：いじめ問題の動向を理解し、演習課題の検討を通じて、リスクマネジメント能力を身に付けることを目的とする。

講師：黒川雅子（東京女学館大学・准教授）

#### **②研修項目：教員として知っておきたい情報管理**

日程：2013 年 1 月 15 日（火）＜1 日目＞

実施形態：講義（VOD 講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：情報管理に関する論点を整理した上で、演習課題の検討を通じて、個人情報等の流出等に関わるリスクマネジメント能力を身に付けることを目的とする。

講師：川 義郎（東京ブライト法律事務所・弁護士）

### **③研修項目：学校事故Ⅰ**

日程：2013年1月15日（火）＜1日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：法化現象の著しい学校事故の動向を理解し、演習課題の検討を通じて、部活動中の学校事故に関するリスクマネジメント能力を身に付けることを目的とする。

講師：坂田 仰（日本女子大学・教授）

### **④研修項目：教員の非違行為と懲戒処分**

日程：2013年1月16日（水）＜2日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：教員の懲戒処分に関する現状を踏まえ、演習課題の検討を通じて、情報漏洩と学校・教員の責任に関するリスクマネジメント能力を身に付けることを目的とする。

講師：山田知代（東京女学館大学・非常勤講師）

### **⑤研修項目：体罰をめぐる法的問題**

日程：2013年1月16日（水）＜2日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：体罰の定義と法的責任の根拠を押さえた上で、演習課題の検討を通じて、体罰を巡り、学校、教員に必要な法的対応の在り方を身に付けることを目的とする。

講師：山口卓男（弁護士法人筑波アカデミア法律事務所・弁護士）

### **⑥研修項目：学校事故Ⅱ**

日程：2013年1月16日（水）＜2日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：法化現象の著しい学校事故の動向を理解し、演習課題の検討を通じて、食物アレルギーの対処と管理責任に関するリスクマネジメント能力を身に付けることを目的とする。

講師：坂田 仰（日本女子大学・教授）

(4) 各研修項目の内容，実施形態（講義・演習・協議等），時間数，使用教材，進め方

①研修項目：いじめ問題の動向

研修項目	時間数	目的	内容，形態，使用教材，進め方等
VOD 講義 の復習	30 分	VOD 講義で学んだ「いじめ」に関する基礎的知識の復習を行い，演習への架け橋とする。	<p>&lt;内容&gt;①いじめの定義（文部科学省が実施する調査上の定義），②主観主義に基づく調査に対する懸念，③いじめの類型化の捉え直し，④文部科学省通知の最新動向－警察との連携をめぐり－</p> <p>&lt;形態&gt;講義</p> <p>&lt;使用教材&gt;講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p>&lt;進め方&gt;受講者の理解度を確認しつつ，演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では，触れることのできなかつた論点や，収録後の最新の動向についても，補足的に講義を行う。</p>
演習（ワークショップ）「いじめ問題と学校・教員の法的責任」	40 分	いじめに関する法的責任の考え方について，ディスカッションを行う中で考えを整理し深める。	<p>&lt;内容&gt;中学校におけるいじめ事案を素材として，ワークショップを実施する。まず，講師が作成した演習課題の説明を行い，検討課題（①担任教員の対応に問題点がある点とすればどのような点にあると考えるか，②学校経営上の課題がある点とすればどのような点にあると考えるか，③事案につき，教員であればいじめ行為と認知することは可能か，④学校側に法的責任（安全配慮義務違反）がある点と考えるか）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p>&lt;形態&gt;演習（ワークショップ）</p> <p>&lt;使用教材&gt;講師が作成した演習課題集</p> <p>&lt;進め方&gt;あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け，グループごとに着席する。各テーブルには，ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。ま</p>

			ず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。
まとめ	20分	演習課題におけるいじめの法的責任の所在と、リスクマネジメントの在り方について、全体で意見を共有し、ふり返りを行う。	<p>&lt;内容&gt;講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p>&lt;形態&gt;演習</p> <p>&lt;進め方&gt;講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に互いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>

## ②研修項目：教員として知っておきたい情報管理

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義の復習	30分	VOD 講義で学んだ「情報管理」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。	<p>&lt;内容&gt;①情報とはどういうものか、②教育活動における情報の必要性、③情報の「保護」と「公開」、④個人情報の管理の具体例、⑤個人情報の公開の具体例</p> <p>&lt;形態&gt;講義</p> <p>&lt;使用教材&gt;講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p>&lt;進め方&gt;受講者の理解度を確認しつつ、</p>

			演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。
演習（ワークショップ）「情報の管理について」「情報の開示について」	30分	情報の管理・開示に関する法的責任の考え方について、ディスカッションを行う中で考えを整理し深める。	<p>&lt;内容&gt;情報の管理・開示に関する事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①校長の許可があればよい行為かどうか、②許可があればよいと思うグループは許可の条件はどのようなものか、③許されないと思うグループは許されない理由、等）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p>&lt;形態&gt;演習（ワークショップ）</p> <p>&lt;使用教材&gt;講師が作成した演習課題集</p> <p>&lt;進め方&gt;あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。会場の周囲には、模造紙を貼ったボードを並べておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、各グループに対し、意見によって模造紙に貼る付箋の色を指示する（〇〇が正しいと思うグループは黄色、〇〇が正しいと思うグループは赤い付箋を模造紙に貼る）。各グループは、ファシリテーター主導の下で検討を行い、模造紙に付箋を貼りに行く。すると、模造紙に貼られた付箋の色によって、各グループの考え方の共通点・相違点が一目で分かるようになる。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアド</p>



			バイスを行ったり，受講者との意見交換を行う。
まとめ	30分	演習課題における情報管理・情報開示の注意点と，リスクマネジメントの在り方について，全体で意見を共有し，ふり返りを行う。	<p>&lt;内容&gt;講師の進行により，会場の模造紙に貼られた付箋の色を見ることによって，各グループの考え方の違いや共通点を把握する。講師が各グループに質問し，その結論に至った理由等を全体で共有し，意見交換を図る。最後に講師がまとめを行い，学びの定着を図る。</p> <p>&lt;形態&gt;演習</p> <p>&lt;進め方&gt;講師は，各グループの意見を取り入れつつ，裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い，全体のまとめを行う。最後に，各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り，休憩時間中に互いのグループの考え方を確認できるようにし，振り返りの機会とする。</p>

### ③研修項目：学校事故 I

研修項目	時間数	目的	内容，形態，使用教材，進め方等
VOD 講義の復習	30分	VOD 講義で学んだ「学校事故」に関する基礎的知識の復習を行い，演習への架け橋とする。	<p>&lt;内容&gt;①独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度，②平成22年度給付件数，③非常災害免責，④学校事故形態別位置付け</p> <p>&lt;形態&gt;講義</p> <p>&lt;使用教材&gt;講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p>&lt;進め方&gt;受講者の理解度を確認しつつ，演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では，触れることのできなかつた論点や，収録後の最新の動向についても，補足的に講義を行う。</p>
演習（ワー	40分	部活動練習中の熱	<内容>部活動練習中の熱中症事故死に

<p>ク シ ョ ッ プ)「部 活 動 練 習 中 の 熱 中 症 事 故 死 と 管 理 責 任」</p>		<p>中 症 事 故 死 と 管 理 責 任 に つ い て デ ィ ス カ ッ シ ョ ン を 行 い , 考 え を 深 め る。</p>	<p>関 する 事 案 を 素 材 と し て , ワ ー ク シ ョ ッ プ を 実 施 す る 。 ま ず , 講 師 が 作 成 し た 演 習 課 題 の 説 明 を 行 い , 検 討 課 題 (① 顧 問 教 諭 の 対 応 , ② 校 長 , 教 頭 の 対 応 , ③ 学 校 経 営 上 の 課 題 , ④ 学 校 側 の 法 的 責 任 ) と そ の ポ イ ン ト を 提 示 す る 。 こ れ に 沿 っ て 各 グ ル ー プ で 事 例 の 検 討 を 行 う 。</p> <p>&lt; 形 態 &gt; 演 習 (ワ ー ク シ ョ ッ プ)</p> <p>&lt; 使 用 教 材 &gt; 講 師 が 作 成 し た 演 習 課 題 集</p> <p>&lt; 進 め 方 &gt; あ ら か じ め 受 講 者 を 4 ~ 5 人 程 度 の グ ル ー プ に 分 け , グ ル ー プ ご と に 着 席 す る 。 各 テ ー ブ ル に は , フ ァ シ リ テ ー タ ー 役 の 指 導 主 事 を 一 人 ず つ 配 置 し て お く 。 ま ず , 講 師 が 全 体 に 対 し て 演 習 課 題 の 説 明 を 行 い , 検 討 課 題 と そ の ポ イ ン ト を 提 示 し た 後 , 各 グ ル ー プ ご と に フ ァ シ リ テ ー タ ー の リ ー ド に 従 っ て 検 討 を 開 始 す る 。 受 講 者 は , 付 箋 に 各 々 の 考 え を 書 き , こ れ を 模 造 紙 に 貼 っ て グ ル ー プ 間 で 意 見 を 共 有 し , 意 見 の 分 類 作 業 等 を 通 じ て , 議 論 を 深 め て い く 。 各 グ ル ー プ が 検 討 を 進 め て い る 間 , 講 師 (講 座 担 当 外 の 講 師 を 含 む ) は 各 グ ル ー プ を 巡 回 し , 法 的 な 考 え 方 に つ い て の ア ド バ イ ス を 行 っ た り , 受 講 者 と の 意 見 交 換 を 行 う 。</p>
<p>ま と め</p>	<p>20 分</p>	<p>部 活 動 練 習 中 の 事 故 に 関 する リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト の 在 り 方 に つ い て , 全 体 で 意 見 を 共 有 し , ふ り 返 り を 行 う 。</p>	<p>&lt; 内 容 &gt; 講 師 の 進 行 に よ り , 各 グ ル ー プ が 検 討 結 果 を 発 表 し 合 う 。 最 後 に 講 師 が ま と め を 行 い , 全 体 で の 共 有 と 学 び の 定 着 を 図 る 。</p> <p>&lt; 形 態 &gt; 演 習</p> <p>&lt; 進 め 方 &gt; 講 師 は , 各 グ ル ー プ の 意 見 を 取 り 入 れ つ つ , 裁 判 例 に も 触 れ な が ら 演 習 課 題 の 解 説 を 行 い , 全 体 の ま と め を 行 う 。 最 後 に , 各 グ ル ー プ が 作 成 し た 模 造 紙 を 会 場 の ボ ー ド に 貼 り , 休 憩 時 間 中 に 互 い の グ ル</p>

		ープの議論や考え方を確認できるようにし、 振り返りの機会とする。
--	--	-------------------------------------

#### ④研修項目：教員の非違行為と懲戒処分

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義 の復習	30 分	VOD 講義で学んだ 「教員の非違行為と 懲戒処分」に関する 基礎的知識の復習を 行い、演習への架け 橋とする。	<p>&lt;内容&gt;①地方公務員法上の懲戒処分に関 する規定、②地方公務員法上の服務義務規 定、③文部科学省による通知、④懲戒処分 の状況、⑤裁判例</p> <p>&lt;形態&gt;講義</p> <p>&lt;使用教材&gt;講義レジュメ集（全員に1冊ず つ配布）</p> <p>&lt;進め方&gt;受講者の理解度を確認しつつ、 演習課題に取り組むにあたっての前提知識 を復習する。VOD 講義では、触れること のできなかつた論点や、収録後の最新の動向 についても、補足的に講義を行う。</p>
演習（ワー クショッ プ）「情報 漏洩と学校 ・教員の責 任」	40 分	情報漏洩と学校・教 員の責任についてデ ィスカッションを行 い、考えを深める。	<p>&lt;内容&gt;ソーシャルネットワークサー ビスを通じた情報漏洩の事案を素材として、 ワークショップを実施する。まず、講師が 作成した演習課題の説明を行い、検討課題 （①懲戒処分が行われる場合の事由、②情 報漏洩を行った教諭の問題点、③学校経営 上の課題）とそのポイントを提示する。こ れに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p>&lt;形態&gt;演習（ワークショップ）</p> <p>&lt;使用教材&gt;講師が作成した演習課題集</p> <p>&lt;進め方&gt;あらかじめ受講者を4～5人程 度のグループに分け、グループごとに着席 する。各テーブルには、ファシリテーター 役の指導主事を一人ずつ配置しておく。ま ず、講師が全体に対して演習課題の説明を 行い、検討課題とそのポイントを提示した</p>

			<p>後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	<p>ソーシャルネットワークサービスを通じた情報漏洩に対するリスクマネジメントの在り方について、全体で意見を共有し、ふり返りを行う。</p>	<p>&lt;内容&gt;講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p>&lt;形態&gt;演習</p> <p>&lt;進め方&gt;講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に互いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>

**⑤研修項目：体罰をめぐる法的問題**

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義の復習	30分	<p>VOD 講義で学んだ「体罰」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。</p>	<p>&lt;内容&gt;①体罰の定義、②裁判所が示した「体罰」の判断基準、③行政の指針、④具体的事例（裁判例）、⑤法的責任の根拠、⑥懲戒と体罰</p> <p>&lt;形態&gt;講義</p> <p>&lt;使用教材&gt;講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p>&lt;進め方&gt;受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識</p>

			を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。
演習（ワークショップ）「体罰と学校・教員の責任」	40分	体罰と学校・教員の責任についてディスカッションを行い、考えを深める。	<p>&lt;内容&gt;公立小学校における体罰の事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①保護者による面談時の弁護士と同席要求に対する学校の対応、②教諭の行為が体罰あるいは何らかの違法行為に該当するか、③教諭の責任、④学校は保護者の要求にどのように応じるべきか、⑤事例のような事態を防ぐための学校・教員の対応の在り方）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p>&lt;形態&gt;演習（ワークショップ）</p> <p>&lt;使用教材&gt;講師が作成した演習課題集</p> <p>&lt;進め方&gt;あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	体罰に関するリスクマネジメントの在り	<内容>講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまと

		方について、全体で意見を共有し、ふり返りを行う。	めを行い、全体での共有と学びの定着を図る。 <形態>演習 <進め方>講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に互いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。
--	--	--------------------------	---

### ⑥研修項目：学校事故Ⅱ

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義の復習	30分	VOD 講義で学んだ「学校事故」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。	<内容>①独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度、②平成22年度給付件数、③非常災害免責、④学校事故形態別位置付け <形態>講義 <使用教材>講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布） <進め方>受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。
演習（ワークショップ）「食物アレルギーへの対処と管理責任」	40分	食物アレルギーへの対処と管理責任についてディスカッションを行い、考えを深める。	<内容>食物アレルギーによる児童の事故死に関する事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①担任教員の対応、②保護者の対応、③学校経営上の課題、④学校側の法的責任）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。

			<p>&lt;形態&gt;演習（ワークショップ）</p> <p>&lt;使用教材&gt;講師が作成した演習課題集</p> <p>&lt;進め方&gt;あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	<p>食物アレルギーへの対処に関するリスクマネジメントの在り方について、全体で意見を共有し、ふり返しを行う。</p>	<p>&lt;内容&gt;講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p>&lt;形態&gt;演習</p> <p>&lt;進め方&gt;講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に互いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>

#### (5) 実施上の留意事項

受講者が、演習課題を自分自身や自分の学校に置き換えて、主体的に考えることのできるワークショップを計画した。各グループには、一人ずつ、ファシリテーター役の指導主事を配置し、進め方や議論が手探りになりがちな最初の段階では、ファシリテーターのリ

ードによって、各受講者の意見を引き出したり発言機会を増やすなどの工夫を行った。また、講師が各テーブルを巡回し、法的思考のアドバイスや、意見交換を行う中で、受講者の積極的な発言の様子が見られた。受講者は、徐々にワークショップの進め方についてコツをつかんでいき、各テーブルで議論が盛り上がっている様子を確認できた。当初は、演習を 30 分、まとめを 30 分という時間配分を計画していたが、受講者の話し合いの進み具合・盛り上がりに応じて、演習時間を長めに変更するなど、臨機応変に対応を行った。

#### **(6) 研修の評価方法、評価結果**

受講者の意見、感想を長野県総合教育センターの担当者が集約し、講師と意見交換を行った。受講者の意見、感想は概ね好評であり（詳細は 36 頁以降を参照）、研修終了後には、個別に、講師に熱心に質問をする受講者が見られるなど、リスクマネジメントに対する関心の高さをうかがうことができた。また、受講者アンケート及び長野県総合教育センターの担当者からも、本研修プログラムの継続を希望する声が上がった。

#### **(7) 研修実施上の課題**

事前に VOD 講義を視聴した上で、研修に参加するという事になっていたが、受講者の中には、事前に VOD 講義を視聴せずに研修を受講する者がいた。事前に VOD を視聴しているのとしていないのとでは、復習にかかる時間や理解度が異なると考えられることから、多くの受講者に事前に VOD 講義を視聴してもらう方法について、課題が残った。

なお、今回の開発プログラムでは、初任者～教職経験 10 年程度の若手教員を対象としていたが、実際に研修の申込をする教員の中には、ミドルリーダー（中堅教員）クラスの教員も複数存在していた。ミドルリーダーは、まさに学校経営の中核を担いはじめる年代であり、日々の教育実践の中で、リスクマネジメントの在り方に悩みや課題を有している教員が多数存在することが明らかとなった。





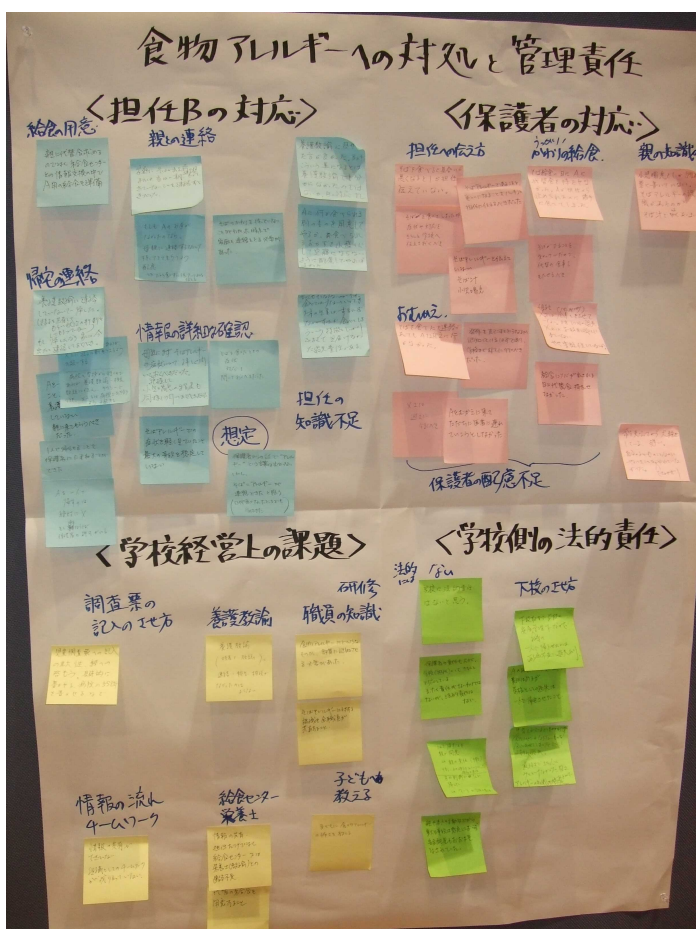
(写真：ワークショップの様子)



(写真：ワークショップの様子－講師によるまとめ)



(写真：異なるグループの模造紙を見て振り返りを行う受講者)



(写真：ワークショップでの検討の成果)

## <資料> 「リスクマネジメント研修」のご案内

### 「リスクマネジメント研修」のご案内 長野県総合教育センター・日本女子大学 共催 (平成24年度 独立行政法人教員研修センター委嘱事業)

本研修は、若手教員の皆さんが、保護者・地域住民と信頼関係を維持する上で不可欠な「危機管理」能力の向上と定着を図っていくことを目的としています。

大学教員、弁護士が講座を担当し、「学校事故」、「いじめ」、「体罰」から「個人情報保護」に至るまで、危機管理の知識が不可欠な場面を多岐にわたって扱います。裁判例等を教材としつつ、ケーススタディ、ワークショップ的技法を用いて、日々の教育活動に役立つ実践的な研修を行う予定です。是非、ご参加ください。

**1 期 日** 平成25年1月15日(火)・16日(水) ※どちらか1日だけでも参加可能です。

**2 対 象** 初任者～教職経験10年程度の教員

**3 会 場** 長野県総合教育センター

#### 4 講座のねらい

- 【キーワード】リスクマネジメント(危機管理)、リーガルマインド、教育訴訟
- ①法令、裁判例を基に、学校における危機管理の在り方について理解を深める。
- ②ケーススタディ、ワークショップを通じて、危機管理能力、リーガルマインドの定着と向上を図る。

**5 講座の特徴** ICTを活用した個別学習 + ワークショップ型対面学習

#### 6 日程・内容(予定)

日程	時間	研修内容	講師
15日(火) (1日目)	午前	いじめ	黒川 雅子(東京女子大学・准教授)
	午後①	情報管理	川 義郎(東京ブライト法律事務所・弁護士)
	午後②	学校事故Ⅰ	坂田 仰(日本女子大学・教授)
16日(水) (2日目)	午前	教員の非違行為と懲戒処分	山田 知代(東京女子大学・非常勤講師)
	午後①	体罰	山口 卓男(筑波アカデミア法律事務所・弁護士)
	午後②	学校事故Ⅱ	坂田 仰(日本女子大学・教授)

※本研修を受講するには、研修当日までに、事前学習用サイト(<https://scp.jwu.ac.jp/>)にアクセスし、VOD講義(1講義20分程度)を視聴することが必要です。

#### 7 申込方法

センターホームページから申込書式をダウンロードし、郵送で申し込んでください。

#### 8 その他

受講は無料です。参加については、出張扱いとし、各校の旅費予算から支出をお願いします。

長野県総合教育センター 企画調査部  
部長 高野 正延 担当 吉越 秀之  
TEL 0263-53-8802  
FAX 0263-51-1290  
E-mail kikaku@edu-ctr.pref.nagano.jp

### Ⅲ 連携による研修についての考察

#### 1. 連携を推進・維持するための要点

大学と教育委員会との連携を推進・維持するための要点としては、第一に、研修の基本理念の共有である。この点において、長野県教育委員会は、相次ぐ教員の不祥事を受けて、スクール・コンプライアンスに関する研修の重要性に高い関心を示していた。本研修開発プログラムの特長は、単なるリスクマネジメント（危機管理）にとどまるものではなく、予防的コンプライアンスを趣旨としたものである点にある。研修開発プログラムの趣旨と研修プログラム実施の目的に賛同が得られ、研修の基本理念を共有できるか否かが根本において重要となる。

第二に、研修実施に向けて、選択する研修テーマに関する十分な意見交換である。プロジェクトリーダーを中心とした VOD 講座の講師は、これまでに長野県総合教育センターにおいて、校長研修、教頭研修、10 年次経験者研修、初任者研修等の講師を務めてきた経験を有している。本研修開発プログラムの実施に向けて、関係性が既に築けていた点も、連携を推進・維持していく上で非常に大きい要素であると考えられる。

第三の要点は、教育委員会の担当者らが、研修プログラムに自ら参加することである。研修プログラムが基本理念に沿って趣旨通りに進行できているか、受講者がどのように研修プログラムを受け止めているか等について、教育委員会側が理解するためには、自ら参加してもらうことが最も効果的である。この点に関して、今回のリスクマネジメント研修においては、教育委員会担当者のみならず、長野県総合教育センターの指導主事がワークショップを実施する際に、各班に一人ずつファシリテーターとして入り、班の議論をリードする役割を担ってもらうこととした。こうしたことが実施できた最大の要因は、研修プログラムに対する長野県教育委員会の理解が得られている点にあることは言うまでもない。

このように、本研修プログラムが充実したものとなったことについては、長野県総合教育センターの指導主事等の参加・協力を全面的に受けることが出来た点にある。これが実現した背景としては、上記に示した要点を十分に展開することができた点にあると考えている。

#### 2. 連携により得られる利点

学校法人日本女子大学と長野県教育委員会が連携して開発を行った本研修プログラムは、長野県総合教育センターが実施する教員研修の一つとして位置づけられた。学校および教員が抱える教育課題に対する適切な対応例を示し、問題の解決に資することに有効なものとなったといえる。リスクマネジメント研修の受講者アンケートの結果が、これを如実に示している。以下、アンケートの結果を示すこととする。

「研修講座「学校事故Ⅰ」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問につい

ては、満足が全体の 53%，おおむね満足が 38%と合わせて 91 %に達している。「研修講座「学校事故Ⅱ」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問は、満足が全体の 78%，おおむね満足が 14%と合わせて 92%となっている。特に満足した受講者が約 8 割と非常に多かったことは注目に値する。他方、「研修講座「いじめ」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問については、満足が全体の 41%，おおむね満足が 53%と合わせて 94%に及ぶ結果を得ることができている。このほか、「研修講座「教員の非違法行為と懲戒処分」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問については、満足が全体の 59%，おおむね満足が 39%となっており、合わせて 98%と非常に高い評価が得られている。このように、研修講座に対する受講者の満足度は非常に高いものとなっている。

また、自由記述には以下のような意見が寄せられている。

- ・「演習があり、考えることで"知る"にとどまらず"深まる"ということまで追求していくことが出来たと思います。」
- ・「"自分だったらどうするか"とじっくり考えることができ、大変有意義な時間を過ごさせて頂きました。たまに、このような時間がとれたら良いなと思います。スクールコンプライアンス→見やすい物になっていると思います。良い物なので、利用しなくてはいけません。」
- ・「研修がグループ形態になっていたのが、自分の意見も出しやすかったし、他の先生方のご意見も聞くことが出来有意義です。」
- ・「本日の研修は、事故やトラブルが起きないようにするために、具体的にどのような手立てを取ったらよいのか、先生方のご意見を聞きながら考えることができたので満足です。」
- ・「法に実例を落として考える。その中で、どうしたら防ぐことが出来るのか、そういった考え方が持てるようになった。ありがたかった。」
- ・「単なる講義でなく、自分たちで考える形式がよかった。常に我々教員が研修する必要も再認識できた。ありがとうございました。」
- ・「多くの専門家の先生から具体的な事例でお話しただけなこと、講師の先生方が一緒に演習に加わってくださりありがたかった。」

### 3.今後の課題

リスクマネジメント研修については、演習に多くの時間をかけることを目的としたため、VOD 講座の視聴を研修の事前学習に位置づけて臨んだ。ある程度予想していたことではあったが、やはり、教員が多忙化を極めていることから、視聴の時間を事前に見いだすことが難しく、研修直前になって ID 取得申請をサイト管理者に申し出るケースが相次ぎ、その対応に追われた。研修に申し込みをした時点で、視聴済であるかの確認を長野県教育委員会ですべていただき、未だ視聴が済んでいない申込者には、ID 取得方法の説明と ID 取得予定者の連絡をサイト管理者に入れてもらうといった連携方法が必要ではないかとい

う課題が見いだされた。この点についての協力関係が、次年度への課題といえる。また、開発した研修プログラムをより多くの地域に普及させていくことを課題としたい。成果物であるスクール・コンプライアンス研修プログラム受講サイト (<http://scp.jwu.ac.jp>)，映像コンテンツを積極的に活用し，今後も継続的に広くアピールしていけるよう努めていきたい。

## IV その他

[キーワード]

リスクマネジメント

学校事故

いじめ

体罰

情報管理

教員の懲戒

若手教員

ICT

VOD 講義

ワークショップ

参加型

[人数規模]

D. 51名以上

[研修回数]

C. 4～10回

(インターネットを通じた研修プログラムを取り入れているため、受講者によりアクセス数に差が存在すると考えられるが、VOD 講義の本数・時間数等を勘案し、概ね受講者一人あたり4～10回程度と予測するのが相当である。)

### 【問い合わせ先】

学校法人 日本女子大学

プロジェクトリーダー 坂田 仰

〒112-8681

東京都文京区目白台 2-8-1

Email : kyoikuken@fc.jwu.ac.jp